

一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会
財務委員会運営規程

(目的)

第1条 本委員会は、一般社団法人日本輸血・細胞治療学会（以下「学会」という。）における法人事業および財務に関する諸問題を担当する。

(業務)

第2条 学会が行う法人事業の企画及び立案を行う。

2 予算および決算案の策定を行う。

3 その他、学会の財務に関する事項について活動を行う。

(構成)

第3条 委員会は委員長1名および若干名の委員をもって構成する。

2 委員長は理事の中から理事長が指名する。

3 委員は、会員の中から委員長が選任する。

4 委員の任期は、原則2年間とし、再任を妨げないものとする。

(審議)

第4条 審議は原則として総会及び秋季シンポジウムに合わせて開催される委員会で行う。

2 時間的な制約がある場合はメーリングリストによる持ち回り審議を行うことができる。

3 委員長は、委員会における審議決定事項を理事会に報告する。

(附則)

第5条 本委員会運営規程は平成25年10月21日から施行する。